

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和3年5月26日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから5月26日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

オオヤマさん、お願いします。

○記者 読売新聞のオオヤマです。よろしくお願いします。

ちょっと今日の議題とはあまり関係がないんですけれども、改めて福島第一原発での建屋の健全性についてちょっとお話を伺いたいんですけれども、今後、廃炉作業を進めていく上で、建屋の健全性というのが大前提になるかと思うんですけれども、ただ一方で、この前の地震などでもあったように、実際にどのような損傷を受けたかとか、線量が高くて分かっていない部分があるかと思うんです。昨日から東電は内部の調査なんかを始めていますけれども、今後、地震もまた繰り返されると思いますので、今後どのようにしてその辺りの建屋の健全性を評価していくか、課題ですとか、もしくは今後の評価の仕方ですとか、その辺りについてお考えがあればお聞かせください。

○更田委員長 非常に一般的な、ある意味御質問が広いので、問題意識のようなものをお伝えするとすれば、建造物の耐震性の確認というのは、今後再び襲われるであろう地震への備えという意味ももちろんそうですけれども、福島第一原子力発電所で特にこれから気になるといいますか、今後建造物を乗せていったりするケースがあるわけですね。例えば、3号機で使用済燃料の取出しのためにガードを置いて、ワイヤーをかけて、燃料交換機を置いたりとか、それから遮蔽のために鉄板をひいたりするわけですが、4号機、3号機の場合は使用済燃料の取出しのところまでは進んでいるわけですが、今後、使用済燃料の取出しだけではなくて、内部の片づけ、特に御関心が高いであろう熔融デブリの取出し等にかかっていったときに、どのくらいの荷重に耐え得るかということによってアプローチが異なってくる可能性はあります。というか、例えば今は気中工法であるとか水中であるとかと言われてはいますが、気中であっても遮蔽を置くとしたらどのくらいの遮蔽が置けるのか、水中であれば当然、水の大きな荷重がかかりますから、それがどう影響するのか。ですので、耐力、耐える力がどこまでというのは、これからの廃炉のアプローチを考えていく上でもポイントの一つになるだろうと思っています。

ああいった爆発によって損傷した建造物の耐荷重性をどう評価していくかって、まずは調査をしてどういうふうになっているかというのを見ていくことになるわけですけど、そしてさらに言えば、補強が必要な場合に、補強が可能かどうかというのがありますので、そうですね、広い意味でも荷重にどれだけ建造物が耐え得るかというのは大きな課題になっていくだろう、大きな課題であることに変わりはないと思います。

○記者 それと、原子炉建屋は耐震性は高いですけども、保管の上には、例えば耐震Bクラスのタンクですとか、もしくはALPSで使った吸着塔など、いろいろな保管をされていますけど、そういうものがその地震の揺れでどういったリスクがあるか、地震の揺れに対するリスクとか、これもその都度検証していかないといけないと思うんですけども、その辺りの建屋以外のものに関しては、どのように考えてらっしゃいますか。

○更田委員長 新たに作ったものに対しては、評価は通常の評価と同様で、新たに作ったものというよりは、むしろを損傷しているもののほうが、より評価をする上では注意深さが必要だろうというふうには思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

では、ツカモトさん、お願いします。

○記者 毎日新聞のツカモトです。

本日の議題の常陽に関してなんですけれども、委員長の御発言で、使用済燃料の処分についても発言をされていました。現状では国内外での再処理というような整理になっているのかと思うんですが、実際問題、使用済MOX燃料を国内で再処理する施設というのは現時点で目処が立っているものではありませんし、海外でも英国のほうはもう廃止になっているわけで、なかなか選択肢としては限られると思うんですけど、この辺の問題意識というのはどのようにお持ちでしょうか。

○更田委員長 廃炉作業で一般に、廃炉そのものの片づけのそのものよりも、そこにある使用済燃料や発生する廃棄物をどうするかというのは、ある意味で、より大きな問題と言えるだろうと思います。一般の原子力発電所の場合は、使用済燃料の行き先というのは、計画段階ではあったとしても明らかになっているわけですけども、常陽の場合、おっしゃるように国内での再処理というのは計画段階ですらないと言うべきだと思います。言っていないんだと思います。そういった意味で一般に試験研究炉で取られている手法というのは海外でということになるんですけども、海外で再処理を依頼する場合においても、切断等々によって、その燃料体のスペックによって新たな施設を必要とするようなケースもありますので、それによって現実性というのは、海外に委託するにしても現実性は異なるんだらうと思います。既に、海外にある既存の施設で再処理が可能なものもあれば、集合体の、燃料体の切断のために新たな装置が必要なケース等もありますから、そういった意味で、この段階で細部に至るまで具体的な計画がなければいけな

いとは思いませんけれども、一定程度現実的なプランを持っているかどうかというのは聞いていくことになると思います。

- 記者 そうしますと、この段階で細部を問うことはないということですが、今後、その審査が進んでいく上において、原研には一定程度その辺の具体化というのを求めていくということになるということなんでしょうかね。
- 更田委員長 相手のあることなので、相手が、委託先がどうである、こうであるというところまで恐らくいかないだろうとは思いますが、ただ、やはり海外においてもどういう施設があって、そこへ委託によってどういった手当てをすれば再処理が可能だというぐらいのことは今の時点でも言えるだろうと思うんです。先ほど切断を例に取りましたけども、海外にある再処理施設で切断できるような燃料体であるのかどうかというのは、これは調べれば分かることですから、そういった議論というのはしていくことになるのではないかなとは思いますが、とにかく審査はまだこれからですので、そういった中でどのように考えているのかというのをまず聞くことになるんだと思います。
- 記者 最近だと、ふげんの燃料が行政レベルで話題になったりとか、そうした使用済燃料に対する関心というのも非常に高まっている中で、もしその現実的な選択肢を示せない場合に、これは政策的判断というふうにおっしゃるかもしれませんが、何かその審査のところでそれを理由にストップするとか、考え直させるというような、そういったことというのは可能性としてあり得るんでしょうか。
- 更田委員長 今の時点で何とも申し上げようがないとは思いますが。議論をまず、まだ何も聞いていない段階でそれを理由に審査をストップさせる云々について言及するべきではないと思いますけれども、軽水炉燃料の場合は冷却が進んだ場合、乾式の容器に入っていて、乾式が燃料プールでの保管に比べれば安全性の高いということは私たちも認めているところですので、常陽の使用済燃料について長期的な管理、保管、そして処分等について、まずJAEAがどう考えているかというのは聞いて、それからだと思います。
- 記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

それでは、一番後ろのサイトウさん。

○記者 茨城新聞社、サイトウと申します。

引き続き常陽についてなんですけど、大規模損壊の見方に対していろいろ議論があったと思うんですけど、印象としては、その大規模損壊についてどの程度まで求めていきたいのか、今の見解をお願いいたします。

○更田委員長 私の今日の問題意識は、大規模損壊対策を要求しないということの理由の一つとして、インベントリ、炉内蓄積量は小さいので100TBqを上回らないからというのが理由に挙げられていて、それはちょっと変じゃないかなと。これからの議論ですけど、

違和感を持ったので、まあ、まだまだこれからの議論だと思います。それから、大規模損壊対策というのは非常に可能性の小さなものに対してどれだけのことができるかというのを問うプロセスなので、そもそも今日の審査チームの提案のように大規模損壊対策としての要求をしないのか、それともどの程度って、これはまだまだこれからだと思います。それに、当然設計基準事故や設計基準を超えるような事故に関する議論も一定程度の成熟した時点で一般には大規模損壊の議論に入っていっていますので、今の時点でちょっと、何かはっきりした答えを持ち合わせているわけではないですね。

○記者 つまり、是非については、まだ是非まで御判断できる状況ではないという理解でよろしいでしょうか。

○更田委員長 はい。委員会で議論を重ねていくべきだというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますか。

では、スズキさん、お願いします。

○記者 新潟日報のスズキと申します。よろしくお願いします。

ちょっと今日の案件じゃないのですが、柏崎刈羽のお話をちょっと伺いたいのですが、前にも伺ったのですが、2015年のIDの不適切使用の問題の件なのですが、規制庁が東電からの報告記録を1年未満で廃棄した可能性があるというふうに説明を受けたのですが、ちょっと期間が短いなという印象があるのですが、委員長としてはどういうふうに受け止めていらっしゃるでしょうか。

○更田委員長 まず、文書の保管期間ですけれども、これは前回、前々回の会見でも申し上げていますが、核物質防護事案であるという、その特殊性をしっかりと考慮すべきだと思うのです。安全関係のものであれば、基本的に、商業機密等に関わらない限りは公開で議論をしていますし、資料も公開をしています。一旦公開すれば、事実上ほぼ永久に残る。ウェブサイトに載せたものであればアーカイブ化されて、規制委員会のホームページから消えても国会側でミラーサイトに残るといった形を取っていますし、ネット上のどこかには必ず残るとか、一般にどこかに残るといった形でありまして、それから何よりも、多くの目が届く事案なのですが、核物質防護事案に関しては、情報管理の厳密さのために、監視する目が、規制当局の監視という意味だけではなくて、規制当局の中でも限られた者しか目を届かせないわけだし、社会からの監視という意味でも限られたものになるので、文書の保存に関しては、一般の安全関係のものに比べて特段の措置が私は必要だと思っています。そういった意味で、この文書管理については今、核物質防護に係る文書管理については再検討を規制庁に指示しているところです。

○記者 確認なのですが、委員長は以前の会見で、記録の保管期間は3年だったから残っていないというふうなお話をされていたかと思うのですが、担当から報告を受けたというのはいつになるのですかね。報道が出るからという話を聞いたということだった

と思うのですけども、具体的にいつ伺ったのかというのは分かりますか。

○更田委員長 急に言われても、ちょっと分からないですけど。

○記者 急で申し訳ないのですけど。

○更田委員長 総務課長、分かる。

○児嶋総務課長 私の知っている範囲では、会見の少し前だったと思います。3年というこ  
とを委員長に事務方から申し上げたのは、会見当日か前日かは分かりませんが、たしか  
少し前だったと思います。

○記者 分かりました。すみません。

それで、最初3年という御説明をされていたと思うのですけども、それは多分、平成  
30年にできた管理規則においては3年という規定があると思うのですけども、2015年の  
問題の報告については、それよりも3年前ですので、そういう規定はなかったのかなと  
思うのですけど、そうしますと会見で御説明された3年というのはちょっと違うのかな  
と思って、説明がちょっと不十分だったんじゃないかなと思うのですが、その辺はいか  
がですか。

○更田委員長 その時点でのルールをお話ししたんだけど、確かにそのルールというのは、  
いつ決まったかということ2018年に決まったルールなので、ですから、そのルール以前の  
事案だったので、そういう意味では、これ児嶋さんに振ったのか、振っていないのか、  
よく覚えていないんだけど、そういう意味ではルールができる前のものだったので、そ  
の3年ルールというのは適用されていませんでした。

○児嶋総務課長 ちょっとフォローしますと、委員長に3年ですよと言った時点では、担当  
者はそう思ってたんだけど、よくよく調べてみたら、それは3年ですよという保存期  
間が決まる以前の話だったということが後から分かったので、後から御説明してはいま  
す。

○記者 分かりました。先ほど、文書管理の在り方については先ほど印象をおっしゃった  
とおりだと思うので、それは議論の余地があるという話だったので、そういう話でいい  
と思うのですけども、こうした事案がこれから出てくると、過去の事案と調べるのが、  
なかなか照合が難しいという中で、今後の追加検査にも影響が出てきかねないのかなと  
思うのですけど、その辺り、今後影響が出ると思われているのか、それとも特にその辺  
りの影響はないと思っていられるのか、いかがでしょうか。

○更田委員長 これは、現時点では何とも言いがたいですね。一般論から考えれば、検査  
の過程でこういった文章が残っていればという局面になるかもしれないし、あるいは、  
ならないかもしれないし、これは検査の進捗を待つていただくほかないというふうに思  
います。

○記者 ということは、これは仮定の話ですし、これからの話なのであれなのですけども、  
もし仮にないというふうなものがほかにもあるとなると、検査の正確性ですとか、そう  
いったところにちょっと問題が生じかねないかなと思うのですけども、その辺り、今現

時点では、どういうふうにお考えでいらっしゃいますか。

○更田委員長 何をもって正確性と言うかにもよるとは思うのですが、ただ、例えば、ある事案があったということが、記憶であるとか証言の中で浮かび上がってきたけれども、規制委員会、規制庁ないしは旧規制当局は、例えば文書を引き継いでいないとか、その文書がない。それで、規制側に文書がなくて、かつ今回の事案で言えば、東京電力側にも文書の記録がないとなった場合、それは、証言であるとか記憶の裏をとるのが難しくなるだろうというふうには、一般論としては思います。

○記者 じゃあ、最後に確認なのですが、記録の保管期間の在り方についてなのですが、先ほど委員長がおっしゃったように、核物質防護に係るものは厳密さが求められるというところで、そうしますと、やっぱり期間としては、先ほど言ったように1年未満というのが短いかなと思いますし、3年というのもちょっと短いかなという印象があるのですが、やっぱりそれは、もうちょっと長く保管するようにしたほうがいいというふうなお考えをもつての御発言だということでしょうか。

○更田委員長 見直しというのは、これは延長といいますか、長くすることを意図した見直しを求めている、短くしますという方向の見直しはないと思いますので、当然、しかるべき長さにするのを検討してもらっています。ただ、それがどのくらいの期間かというのは、まだお話しできる段階にはないのだと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

エンドウさん。

○記者 新潟日報のエンドウです。よろしくお願いします。

先ほどのお答えの中で、再検討を規制庁に指示したというふうな御発言があったと思うのですが、これまでになかったような御発言かなと思うのですが、この再検討というのは、いずれ結果、結論というか、どのくらいのスパンで出すお考えなのですか。

○更田委員長 再検討というか、検討を指示したのですが、今の今日までに、いつまでに結論を出しますという話を聞いているわけではないですけれども、保存期間が延びることによる難しさというのは、情報管理さえきちんとできれば、電子化したものの保存の仕方でもできる。ただ、今、規制委員会、規制庁、不正アクセスを受けて、データ管理についてなかなか厳しい状況にありますけれども、一般に、これまでも核物質防護に関わるシステムというのは完全独立のシステムを作っていますので、そういった意味で、そんなに技術的に難しいものとは思いませんし、期間については、ある意味、思い切りの問題だと思いますので、そんなに時間はかからないというふうには願っていますけれども。はい。

○記者 いずれ、そうすると、委員会の中でも議論した上で決定していくというふうな流

れになるのでしょうか。

○更田委員長 そうですね。期間は、内部でごによごによと決まるというよりは、委員会に提案してもらって決めていくということになると思います。

○記者 ありがとうございます。

○児嶋総務課長 補足、よろしいですか。

制度上、文書管理者という各課長級が決裁するのですが、しかるべく報告するという形になるんだろうなと思います。手続的にはまた、決めるのはまた別の日取りで。

○更田委員長 御関心が高まっていることは私たちも承知しているので、そういった意味でも委員会に諮ってもらってという形で、決定したいという伺いでも構いませんけど、そういう形になるだろうと思います。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

では、サカイさん。お願いします。

○記者 中国新聞のサカイと申します。

中国電力の島根原子力発電所2号機のことなのですが、今、規制庁のほうで審査書案の取りまとめ作業が進んでいると思うのですが、今の作成の状況と、あと、これを委員会の定例会合で議論できそうな時期というのはいつ頃になりそうか、その辺り、お願いいたします。

○更田委員長 作成の状況についてはまだ申し上げられないのですが、私の予定に、明後日初めて審査チームが審査書の説明に来ることになっています。ですので、それから私や各委員、私のところに金曜日だから、恐らくは、審査会合に出席していない委員への説明もほぼ同時期ぐらいから始まるんだろうと思います。それから、審査書案が、定例の委員会に示して議論に入るまでの期間ですが、これは、これまでの事例でも非常に幅があって、審査書案に対して、技術的にこれでは許容できないというような意見であるとか、あるいはロジックに対して疑問が起きた場合、長ければ半年かかった例もありますし、早くても、どうだろう、あんまりうかうかと予想を言うのであれば、どんなに早くても2か月ぐらいではなかったかと思います。ですので、2か月かな、1か月という例は、あんまりちょっと記憶にないですけども、ただ炉型として前例はあるということではあるのですが、ただ、地震や津波といった自然ハザードについては、島根原子力発電所として最初の判断になるわけですので、そうですね、今の時点で、まだちょっとその時期というのは申し上げる段階にないですね。

○記者 今のところ、何かその作成の過程で、何かこう問題があるとか、何か構想があるとか、そういったことは今のところ、課題みたいなものはないのでしょうか。

○更田委員長 これからじっくり見ていきたいと思います。

○記者 なるほど。分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—